

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2017年12月25日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)

(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

組織再編に伴う変更

当社は全社的な組織の再編を平成30年4月1日付けで実施する予定です。この組織再編は平成28年4月より導入したカンパニー制の自律的な事業運営をこれまで以上に促進するため、各カンパニーへのさらなる機能移管をはじめ、本店組織について、戦略機能の強化と共通サービス機能の効率化・高品質化の促進を目的としています。この組織再編において、保安に関する組織に関連する事項として、現行の「資材部」を「ビジネスソリューション・広報センター」に再編し、合わせて「グループ」の長の職位名称を「グループ長」に統一します。

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受ける規定です。

以 上